

暴力団被害無料電話相談会

一人で悩まず、まずはご相談ください！

暴力団 被害とは・・・

暴力団（いわゆるヤクザ）やその
周辺者（関係者）がトラブルの相
手方になっている場合はもちろ
ん、暴力団から不当要求を受けて
いる場合などをいいます。

【具体例】

- ①暴力団から借金返済名目で現金
を要求されたうえ、暴行を受け
怪我をした場合
- ②金銭問題やその他のトラブルの
相手方に暴力団や暴力団と思わ
れる人物が介入し交渉してくる
場合

相談担当者

- * 横浜弁護士会民事介入暴力被害
者救済センターの弁護士
- * 神奈川県警察本部暴力団対策課
の警察官
- * 神奈川県暴力追放推進センター
の暴力追放相談委員

暴力団対策の専門家がみなさまから
のご相談をお待ちしております。



特設
相談電話



045-651-6788

※通話料はご相談者様ご自身のご負担となります。

開催日

平成 26 年 **5** 月 **9** 日(金)

午前 10 時～午後 4 時



相談無料

秘密厳守

主催

- 横浜弁護士会民事介入暴力被害者救済センター
- 神奈川県警察本部暴力団対策課
- 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

《お問い合わせ先》

横浜弁護士会民事介入暴力被害者救済センター 045-211-7701